令和８年 11 月 13 日(金)　15 時報道発表
令和８年熊本地震被災地支援本部
事務局：危機管理総局危機管理課

各項目問い合わせ先

Ⅰ－１　・担当課	危機管理総局危機管理課	・担当者 髙橋(内線 2484)	・TEL 087-832-3183
Ⅰ－２①	香川県広域水道企業団	益田	087-826-6116
Ⅰ－２②③④⑧⑩、Ⅷ	香川県警察本部警備課	本田(内線 5532)	087-833-0110
Ⅰ－２⑤⑨	総務部人事課	林　(内線 2587)	087-832-3037
Ⅰ－２⑥	健康福祉部健康政策課	加古(内線 3362)	087-832-3271
Ⅰ－２⑦	土木部建築指導課	松原(内線 4333)	087-832-3611
Ⅱ	健康福祉部医療政策課	棟保(内線 3324)	087-832-3256
Ⅲ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅹ	健康福祉部保健福祉総務課	山野(内線 3363)	087-832-3259
Ⅳ	健康福祉部障害福祉課	竹内(内線 3243)	087-832-3294
Ⅵ	土木部住宅課	下竹(内線 4362)	087-832-3581
Ⅸ（県立高校）	高校教育課	西山(内線 5292)	087-832-3754
（県立特別支援学校）	特別支援教育課	黒川(内線 5286)	087-832-3756
Ⅺ	政策部男女参画・県民活動課	中原(内線 2276)	087-832-3174

令和８年 11 月 13 日(金)　14:00 現在
※ 下線部は、前回からの主な変更点

令和８年熊本地震に関する支援等について（第 25 報）

Ⅰ　県の対応

１　事務局の設置

７月 28 日(火)16:27　危機管理課内に「被災地支援連絡室」を設置
７月 31 日(金)15:00　危機管理課を事務局とした「被災地支援本部」を設置

２　職員等の派遣状況

①　給水車及び応急給水要員の派遣（７月 29 日から８月 25 日まで）

・(当初) ７月 29 日(水)13：24
(公社) 日本水道協会中国四国支部から香川県広域水道企業団に対する要請を受け、給水車１台を派遣（支部全体で給水車 15 台を要請）
・(追加) ８月１日(土)14：40
同支部から追加要請を受け、給水車１台を派遣
・(減車（撤収）指示) ８月 22 日(土)13：44
同支部全体で給水車６台を減車することとし、香川県は２台減車の指示を受ける。

活動期間：７月 30 日(木)から８月 24 日(月)
給水体制：給水車２台、随行車２台
物　　資：応急給水袋(６リットル入り)4,300 袋、仮設水槽１基
応援人員：香川県広域水道企業団職員　延べ 66 名
派遣場所：(当初派遣班) 熊本県宇城市→熊本県八代市
(追加派遣班) 熊本県宇土市→熊本県八代市
※ 当初派遣班は８月２日以降、３日間で交代し、追加派遣班は８月３日出発、８月７日以降、同様に３日間で交代している。いずれも４名体制。
今回、日本水道協会中国四国支部からの指示を受け、当初、追加派遣班ともに、８月 24 日に活動終了となった。

②　広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣（７月 31 日から８月５日まで）

・熊本県公安委員会からの要請を受け、隊員（県警）13 名を派遣
従事業務：道路交通の応急対策及び交通規制等
活動期間：８月１日(土)から８月５日(水)まで
派遣先　：熊本県八代郡氷川町

③　被災者支援部隊の派遣

・熊本県公安委員会からの要請を受け、隊員（県警）を派遣
　従事業務：避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導等

ア　活動期間：８月１日(土)から８月８日(土)まで
　　派遣先　：熊本県八代市
　　派遣体制：６名

イ　活動期間：８月 25 日(火)から９月１日(火)まで
　　派遣先　：熊本県内
　　派遣体制：６名

ウ　活動期間：９月 26 日(土)から 10 月３日(土)まで
　　派遣先　：熊本県内
　　派遣体制：３名

④　特別自動車警ら部隊の派遣

・熊本県公安委員会からの要請を受け、隊員（県警）を派遣
　従事業務：警戒、警ら等

ア　活動期間：８月２日(日)から８月９日(日)まで
　　派遣先　：熊本県八代市
　　派遣体制：８名

イ　活動期間：８月 19 日(水)から８月 26 日(水)まで
　　派遣先　：熊本県八代市
　　派遣体制：４名

ウ　活動期間：９月１日(火)から９月８日(火)まで
　　派遣先　：熊本県八代市
　　派遣体制：４名

エ　活動期間：10 月１日(木)から 10 月８日(木)まで
　　派遣先　：熊本県宇城市
　　派遣体制：４名

⑤　事務職員等の派遣（８月１日から派遣）

・総務省からの要請を受け、事務職員等
（10 月 31 日まで１班当たり５名を派遣、11 月１日から１班当たり３名を派遣）
　従事業務：避難所運営支援（９月 10 日まで）、家屋解体申請受付（９月 11 日から）
　活動期間：８月２日(日)から８月５日(水)まで（１班）
　　８月６日(木)から８月９日(日)まで（２班）
　　８月 10 日(月)から８月 13 日(木)まで（３班）
　　８月 14 日(金)から８月 17 日(月)まで（４班）
　　８月 18 日(火)から８月 21 日(金)まで（５班）
　　８月 22 日(土)から８月 25 日(火)まで（６班）
　　８月 26 日(水)から８月 29 日(土)まで（７班）
　　８月 30 日(日)から９月２日(水)まで（８班）
　　９月３日(木)から９月６日(日)まで（９班）
　　９月７日(月)から９月 10 日(木)まで（10 班）
　　９月 11 日(金)から９月 14 日（月）まで（11 班）
　　第 11 班は、県、綾川町、琴平町、多度津町の職員で班編成
　　９月 15 日(火)から９月 18 日（金）まで（12 班）
　　第 12 班は、県、坂出市、観音寺市、三豊市の職員で班構成
　　９月 19 日(土)から９月 22 日（火）まで（13 班）
　　第 13 班は、県、高松市、まんのう町の職員で班構成
　　９月 23 日(水)から９月 26 日(土)まで（14 班）
　　第 14 班は、県、丸亀市、琴平町、まんのう町の職員で班構成
　　９月 27 日(日)から９月 30 日(水)まで（15 班）
　　第 15 班は、県、善通寺市、さぬき市、琴平町の職員で班構成

10 月 1 日(木)から 10 月 4 日(日)まで（16 班）
第 16 班は、県、丸亀市、東かがわ市の職員で班構成
10 月 5 日(月)から 10 月 8 日(木)まで（17 班）
第 17 班は、県、高松市の職員で班構成
10 月 9 日(金)から 10 月 12 日(月)まで（18 班）
第 18 班は、県、さぬき市、三豊市の職員で班構成
10 月 13 日(火)から 10 月 16 日(金)まで（19 班）
第 19 班は、県、高松市、まんのう町の職員で班構成
10 月 17 日(土)から 10 月 20 日(火)まで（20 班）
第 20 班は、県、丸亀市、三豊市の職員で班構成
10 月 21 日(水)から 10 月 24 日(土)まで（21 班）
第 21 班は、県、高松市の職員で班構成
10 月 25 日(日)から 10 月 28 日(水)まで（22 班）
第 22 班は、県、観音寺市、多度津町の職員で班構成
10 月 29 日(木)から 10 月 31 日(土)まで（23 班）
第 23 班は、県、高松市の職員で班構成
11 月 1 日(日)から 11 月 5 日(木)まで（24 班）
第 24 班は、県、丸亀市の職員で班構成
11 月 6 日(金)から 11 月 10 日(火)まで（25 班）
第 25 班は、県、高松市の職員で班構成
11 月 11 日(水)から 11 月 15 日(日)まで（26 班）
第 26 班は、県、高松市の職員で班構成
11 月 16 日(月)から 11 月 20 日(金)まで（27 班）
第 27 班は、県、高松市の職員で班構成

派遣先　：熊本県宇土市

⑥　保健師等の派遣（８月５日から９月 30 日まで）

・厚生労働省からの要請を受け、保健師等チーム（保健師２名、栄養士１名、業務調整員等）４名を派遣。(11 班編成)

従事業務：避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

活動期間：８月６日(木)から８月 10 日(月)まで（１班）
８月 11 日(火)から８月 15 日(土)まで（２班）
８月 16 日(日)から８月 20 日(木)まで（３班）
８月 21 日(金)から８月 25 日(火)まで（４班）
８月 26 日(水)から８月 30 日(日)まで（５班）
８月 31 日(月)から９月４日(金)まで（６班）
第６班は、県、高松市の職員で班編成
９月５日(土)から９月９日(水)まで（７班）
第７班は、県、高松市、三豊市の職員で班編成
９月 10 日(木)から９月 14 日(月)まで（８班）
第８班は、県、高松市、観音寺市の職員で班編成
９月 15 日(火)から９月 19 日(土)まで（９班）
第９班は、県、高松市、さぬき市の職員で班編成
９月 20 日(日)から９月 24 日(木)まで（10 班）
第 10 班は、県、さぬき市、小豆島町の職員で班編成
９月 25 日(金)から９月 29 日(火)まで（11 班）
第 11 班は、県、高松市、綾川町の職員で班編成

派遣先　：熊本県宇城市

⑦　被災建築物応急危険度判定士の派遣（８月７日から８月 11 日まで）

・国土交通省からの要請に基づき、被災建築物応急危険度判定士２名を派遣

従事業務：被災した建築物の応急危険度判定

活動期間：８月８日(土)から８月 10 日(月)まで

派遣先　：熊本県熊本市

⑧　特別犯罪抑止部隊の派遣（８月 10 日から８月 19 日まで）

・熊本県公安委員会からの要請を受け、隊員（県警）４名を派遣
　従事業務：犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等
　活動期間：８月 11 日(火)から８月 18 日(火)まで
　派遣先　：熊本県八代市

⑨　事務職員等の派遣（８月 23 日から 11 月 15 日まで）

・総務省からの要請を受け、事務職員等（１班当たり６名を派遣）
　従事業務：住家の被害認定調査業務
　活動期間：８月 24 日(月)から８月 27 日(木)まで（１班）
　８月 28 日(金)から８月 31 日(月)まで（２班）
　９月１日(火)から９月４日(金)まで（３班）
　９月５日(土)から９月８日(火)まで（４班）
　第４班は、県、高松市、観音寺市、東かがわ市の職員で班編成
　９月９日(水)から９月 12 日（土）まで（５班）
　第５班は、県、高松市、丸亀市、東かがわ市の職員で班編成
　９月 13 日(日)から９月 16 日(水)まで（６班）
　第６班は、県、高松市、丸亀市、善通寺市の職員で班編成
　９月 17 日(木)・18 日（金）（７班）
　第７班は、県、高松市、さぬき市の職員で班編成
　９月 19 日(土)から９月 22 日(火)まで（８班）
　第８班は、県、三豊市、土庄町、三木町の職員で班編成
　９月 23 日(水)から９月 26 日(土)まで（９班）
　９月 27 日(日)から９月 30 日(水)まで（10 班）
　第 10 班は、県、高松市、観音寺市、綾川町の職員で班構成
　10 月１日(木)から 10 月４日(日)まで（11 班）
　第 11 班は、県、高松市の職員で班構成
　10 月５日(月)から 10 月８日(木)まで（12 班）
　第 12 班は、県、丸亀市、善通寺市の職員で班構成
　10 月９日(金)から 10 月 12 日(月)まで（13 班）
　第 13 班は、県、高松市の職員で班構成
　10 月 13 日(火)から 10 月 16 日(金)まで（14 班）
　第 14 班は、県、観音寺市、多度津町の職員で班構成
　10 月 17 日(土)から 10 月 20 日(火)まで（15 班）
　第 15 班は、県、高松市、琴平町の職員で班構成
　10 月 21 日(水)から 10 月 24 日(土)まで（16 班）
　第 16 班は、県、丸亀市、東かがわ市の職員で班構成
　10 月 25 日(日)から 10 月 28 日(水)まで（17 班）
　第 17 班は、県、高松市の職員で班構成
　10 月 29 日(木)から 10 月 31 日(土)まで（18 班）
　第 18 班は、県、さぬき市、三豊市の職員で班構成
　11 月１日(日)から 11 月５日(木)まで（19 班）
　第 19 班は、県、高松市の職員で班構成
　11 月６日(金)から 11 月 10 日(火)まで（20 班）
　第 20 班は、県、琴平町の職員で班構成
　11 月 11 日(水)から 11 月 15 日(日)まで（21 班）
　第 21 班は、県、高松市の職員で班構成
　派遣先　：熊本県宇土市

⑩　特別機動捜査部隊の派遣（８月 28 日から９月５日まで）

・熊本県公安委員会からの要請を受け、隊員（県警）４名を派遣
　従事業務：捜査車両を用いた初動捜査等各種捜査活動
　活動期間：８月 29 日（土）から９月４日（金）まで
　派遣先　：熊本県八代市、宇城市、宇土市、八代郡氷川町、下益城郡美里町

Ⅱ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の派遣状況

１　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の派遣

①　ＤＭＡＴコーディネーションチーム

７月 29 日(水)9:55　ＤＭＡＴ事務局（厚生労働省委託）からの派遣要請

・活動期間：７月 29 日(水)から８月６日(木)
参集場所：熊本県央南活動拠点本部（済生会熊本病院内）
派遣病院：総合病院回生病院　１チーム

・活動期間：７月 30 日(木)から８月４日(火)
参集場所：熊本県南活動拠点本部（熊本労災病院内）
派遣病院：香川県立中央病院　２チーム

・活動期間：７月 30 日(木)から８月６日(木)
参集場所：熊本県南活動拠点本部（熊本労災病院内）
派遣病院：四国こどもとおとなの医療センター　１チーム

８月５日(水)13:50　ＤＭＡＴ事務局（厚生労働省委託）からの派遣要請

・活動期間：８月８日(土)から８月 14 日(金)
参集場所：八代保健所
派遣病院：香川県立中央病院　２チーム

・活動期間：８月 12 日(水)から８月 18 日(火)
参集場所：八代保健所
派遣病院：四国こどもとおとなの医療センター　１チーム

８月 12 日(水)10:53　ＤＭＡＴ事務局（厚生労働省委託）からの派遣要請

・活動期間：８月 16 日(日)から８月 22 日(土)
参集場所：八代保健所管内
派遣病院：総合病院回生病院　２チーム

②　ＤＭＡＴ

・７月 29 日(水)16:00　ＤＭＡＴ事務局（厚生労働省委託）からの派遣要請
参集場所：熊本県央南活動拠点本部（済生会熊本病院内）
派遣病院：７月 30 日(木)から８月２日(日)まで　さぬき市民病院　１チーム
　　７月 30 日(木)から８月３日(月)まで　香川大学医学部附属病院　１チーム
　　７月 30 日(木)から８月５日(水)まで　総合病院回生病院　１チーム
　　７月 30 日(木)から８月２日(日)まで　香川労災病院　１チーム
　　７月 30 日(木)から８月２日(日)まで　四国こどもとおとなの医療センター
　　１チーム

・7 月 31 日(金)11:50　ＤＭＡＴ事務局（厚生労働省委託）からの派遣要請
参集場所：熊本県央南活動拠点本部（済生会熊本病院内）
派遣病院：８月１日(土)から８月６日(木)まで　香川大学医学部附属病院　１チーム
　　８月１日(土)から８月６日(木)まで　香川県立中央病院　１チーム
　　８月１日(土)から８月６日(木)まで　三豊総合病院　１チーム

２　民間団体等の人員派遣状況（県において把握し、実施団体等の了承がとれているもの）

①　日本赤十字社香川支部による医療活動支援のための派遣
派遣期間：救護班（８名）　８月５日(水)から８月 10 日(月）まで
　　こころのケア活動支援に伴う医師（１名）
　　８月 13 日(木)から８月 19 日(水)まで

こころのケア班（２名）　　８月 18 日(火)から８月 24 日(月)まで
救護班（８名）　　８月 20 日(木)から８月 25 日(火)まで
災害医療コーディネートチーム（４名）
　　８月 24 日(月)から８月 31 日(月)まで
救護班（６名）　　９月１日(火)から９月６日(日)まで
救護班（５名）　　９月 16 日(水)から９月 21 日(月) まで
こころのケア班（３名）　　９月 23 日(水)から９月 29 日(火)まで

② 香川県災害リハビリテーション支援協会（香川 JRAT）による医療活動支援のための派遣
派遣期間：９月 13 日(日)から９月 17 日(木) まで　１チーム

Ⅲ　ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の派遣状況

・８月４日(火)　災害福祉支援ネットワーク中央センター（全国社会福祉協議会、厚生労働省委託）からの県に対する要請を受け、県内の社会福祉施設職員等で構成するチームを派遣
派遣期間：８月６日(木)から９月 27 日(日)まで
派遣体制：社会福祉士等のチームを交代で派遣（１チームあたり３～４名）

Ⅳ　ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣状況

・ＤＰＡＴ事務局（厚生労働省委託）から県に対する要請を受け以下のとおり派遣。
・活動期間：８月 18 日(火)から８月 20 日(木)まで
派遣病院：香川県立丸亀病院　１チーム３名（医師１名、看護師１名、業務調整員１名）
・活動期間：８月 24 日(月)から８月 26 日(水)まで
派遣病院：こころの医療センター五色台
　　１チーム５名（医師１名、看護師３名、業務調整員１名）

Ⅴ　ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣状況（８月 30 日から９月 15 日まで）

・厚生労働省からの要請を受け、５名（医師１名、保健師２名、業務調整員２名）を派遣。（３班編成）
従事業務：市町の保健活動支援や業務調整、外部支援団体との調整など
活動期間：８月 31 日(月)から９月５日(土)まで（１班）
　　９月５日(土)から９月 10 日(木)まで（２班）
　　９月 10 日(木)から９月 14 日(月)まで（３班）
派遣先　：熊本県宇城保健所

Ⅵ　香川県営住宅等の提供

令和８年熊本地震被災者の方を対象に香川県営住宅等を提供

①　県営住宅（８月 10 日から受付け開始）

ア　提供団地・戸数
屋島西団地２戸、西春日団地３戸、香川団地２戸、植松団地３戸　　計 10 戸
イ　使用形態
一時入居（目的外使用許可）
ウ　入居条件等
・入居対象者
市町村が発行する罹災証明の交付を受けられた方
・入居期間
６か月（入居者の事情により６か月ごとに更新し、最長２年間までの延長が可能）
・家賃・敷金等
家賃・敷金は免除（光熱水費等は自己負担）

②　市町営住宅

ア　提供市町・戸数
高松市７戸、丸亀市５戸、坂出市６戸、さぬき市２戸、三豊市４戸、小豆島町１戸、綾川町３戸　　計 28 戸

Ⅶ　災害義援金の受付

＜日本赤十字社香川県支部＞義援金の受付開始（７月 31 日）に伴い募金箱を設置

（設置場所）

①県庁本庁舎：東館

②出先機関等：小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、県立中央病院、県立丸亀病院、県立白鳥病院、さぬきこどもの国、香川県社会福祉総合センター

＜香川県共同募金会＞義援金の受付開始（８月３日）に伴い募金箱を設置

（設置場所）

①県庁本庁舎：本館

②出先機関等：栗林公園観光事務所、県立ミュージアム、県立図書館、さぬき動物愛護センター、障害福祉相談所（かがわ総合リハビリテーションセンター）

（設置期間、受付期間）

①県庁本庁舎

設置期間：７月 31 日(金)から（当分の間）　（日本赤十字社香川県支部）

８月３日(月)から（当分の間）　（香川県共同募金会）

受付時間：開庁日の午前９時から午後５時まで

②出先機関等

設置期間：準備が整い次第、速やかに設置

受付時間：各出先機関等の開庁日、開庁時間に応じて受付

Ⅷ　香川県警察手数料の免除

被災者の方から申請のあった下記の香川県警察手数料のうち条件を満たすもの

① 免許証交付手数料
② 免許証再交付手数料
③ 特定免許情報記録手数料
④ 運転経歴証明書交付手数料
⑤ 運転経歴情報記録手数料
⑥ 運転経歴証明書再交付手数料
⑦ 自動車保管場所証明申請手数料

Ⅸ　被災した児童生徒に対する支援

○　県立高等学校、特別支援学校

・被災生徒の県立高等学校等への受入れに伴う入学選考料等の免除
・被災生徒に対する学用品の給与

Ⅹ　熊本県に対して災害見舞金を贈与

10 月６日（火）　熊本県に対して災害見舞金（50 万円）を贈与

Ⅺ　災害ボランティアに対する支援

○　被災地で活動する本県の災害ボランティアグループの交通費等を助成

受付期間：令和８年 10 月 14 日(水)から令和９年２月 28 日(日)まで

・ただし、期間内に県外からのボランティア受け入れが終了した際は、その日まで。
・なお、令和８年８月１日（土）（熊本県が全国を対象にボランティア募集を開始した日）から１０月１４日（水）までに行った活動については、活動を証明する書類、領収書等があれば遡って申請することができる。

受付窓口：香川県社会福祉協議会 地域福祉課